

〔関係機関からの情報提供〕

浪江町 説明資料

① 営農再開状況及び現状取組について

経営所得安定対策
(水田活用の直接支払交付金)
について

令和6年1月19～20日
浪江町農林水産課農政係

水田活用の直接支払交付金について

- 経営所得安定対策のうち、「水田活用の直接支払交付金（以下水活）」は、交付対象となる田で作付している販売農家（個人、法人、集落営農）が申請出来ます。
- 申請は、農林水産課農政係が窓口となります。例年では、7月中旬に申請して、12月以降に国から直接交付されます。

交付額の設定について

- 交付額は、国、福島県、浪江町がそれぞれ配分された予算内で設定し、作付面積確定後に調整します。下記は令和5年産の例となります（交付額や対象品目は毎年見直されます）。

品目（一部）	10a当たりの交付単価		
	国	福島県	浪江町
飼料用米	5.5～10.5万円	2,500円	3,010円
WCS用稲	8.0万円	設定なし	3,010円
花き・花木	設定なし	設定なし	14,460円

該当する品目について

- 浪江町の場合は、令和5年度は以下の品目が対象となりま^す（基幹作が対象）。令和6年度も対象品目は同じですが、交付単価は作付面積により変動します。また、途中で調整により増減します。

品 目	浪江町の交付単価
飼料作物、飼料用米、稲WCS、新市場開拓用米、麦類、大豆、そば、なたね	3,010円/10a
野菜、花き（花木含む）、果樹、えごま	14,460円/10a
タマネギ（20a以上）	19,280円/10a

【参考】 基幹作と二毛作

- 年度内（4月1日～3月31日）で、同じほ場で最初に収穫する品目が「基幹作」、次に収穫する品目が「二毛作」となります。
- 具体的には、なたねを6月に収穫した後にブロッコリーを作付して11月に収穫しても、なたねの交付単価で計算されます。

交付対象となる農地について

- 地目が「田」の農地のみが対象となります。
- 登記地目で判定されますので、現況地目が「田」であつても登記地目が「畑地」である場合は対象外となります。

「5年水張りルール」について

- 令和4年度から5年間、一度も湛水しない水田は、水活の交付対象水田ではなくなります。
- 水口が無いなど、湛水出来ない水田も対象外となります。
- 確認は町が実施する予定です。

飼料用米について

- 令和6年度から、多収品種以外の交付単価が変更となります。

10a当たりの交付単価				
	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	5.5～10.5万円 (標準：8.0万円)	5.5～9.5万円 (標準：7.5万円)	5.5～8.5万円 (標準：7.0万円)	5.5～7.5万円 (標準：6.5万円)
多収品種	5.5～10.5万円 (標準：8.0万円)			

多収品種について（1）

- 多収品種には、全国共通の「多収品種」と、都道府県ごとに指定されている「特認品種」があります。福島県は以下のとおりです。

区分	品 種
多収品種	ふくひびぎ、べこごのみ、いわいだいら、べこあおば、夢あおば、オオナリ等
特認品種	たちすがた、アキヒカリ、まいひめ

多収品種について（２）

- 多くの品種が多収品種に指定されていますが、地域適性と種子の入手のしやすさという観点から、「ふくひびき」が基本となります。
- 平成30年度～令和元年度にかけて福島県が実施した試験研究では、多収品種（特認品種は除く）の中で「ふくひびき」より収量が多かった品種は「オオナリ」のみでした。